

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	畜産課	検索番号	2－1
法令名	家畜改良増殖法	根拠条項	4－1		
許認可等	臨時種畜検査				
(根拠規定)					
法４－１	牛、馬その他政令で定める家畜の雄は、その飼養者において、センターが毎年定期に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精（家畜体外受精卵移植のために行う体外授精をいう。以下同じ。）の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）の採取の用に供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。				
法４－１－２	疾病その他やむを得ない事由によってセンターが定期に行う検査を受けることができなかった家畜の雄であって、その飼養者において、都道府県知事が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合。（家畜改良増殖法第４条第１項第２号）				
法４－２	前項の検査は、その家畜が農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患並びに繁殖機能の障害（以下「疾患」と総称する。）を有しないかどうかについて行う。				
法施行規則第６条　法第４条第２項の農林水産省令で定める疾患は、次に掲げるものとする。					
１　伝染性疾患					
イ　家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第２条第１項の表の上欄に掲げる伝染性疾患及びこれらの伝染性疾患の疑症					
ロ　牛については、牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン病、牛カンピロバクター症、トリコモナス病、トリパノソーマ病及びレプトスピラ症（レプトスピラ・ポモナによるものに限る。）					
ハ　馬については、トリパノソーマ病、仮性皮疽、馬パラチフス、馬伝染性子宮炎及びこうしん					
ニ　豚については、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚テシオウイルス性脳脊髄炎					
２　遺伝性疾患					
イ　牛について					
（１）肉用の品種であって農林水産大臣が指定するものについては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨發育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、クローディン１６欠損症、第１３因子欠損症、バンド３欠損症、ＩＡＲＳ異常症及びモリブデン補酵素欠損症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患					
（２）乳用の品種であって農林水産大臣が指定するものについては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨發育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、牛白血球粘着性欠如症、牛複合脊椎形成不全症及び牛短脊椎症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患					
（３）（１）及び（２）の農林水産大臣が指定する品種以外のものについては、遺伝性先天性					

ポルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻痺、遺伝性先天性軟骨發育不全症、遺伝性長期在胎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

ロ 馬については、遺伝性虹彩欠損症及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

ハ 豚については、遺伝性先天性振戦、遺伝性クル病、遺伝性増殖性皮膚炎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

3 繁殖機能の障害

精巣炎、精巣機能減退、精巣い縮、潜在性精巣、陰のう炎、ぼっ起不全症、陰茎脱、陰茎湾曲症、亀頭包皮灸、包茎、精のうせん灸、前立せん灸、精巣及び副生殖器官の發育不全及びしゅよう並びに陰茎及び包皮の裂傷

法4－3 第1項の種畜証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を記載しなければならない。

法施行規則第7条 法第4条第3項の等級は、特級、一級、二級及び級外の四階級に区分する。

2 前項の等級の判定基準は、農林水産大臣が告示で定める。

・種畜の等級の判定基準（平成24年1月4日号外農林水産省告示第9号）

法9－2 種畜の飼養者は、種付台帳を備えて、種付け及び家畜人工授精用精液の採取に関する事項を記載しなければならない。

法9－3 種畜の飼養者は、前項の種付台帳を5年間保存しなければならない。

（許認可等の基準）

種畜検査は、次の種畜検査執務要領により行う。

○種畜検査執務要領（平成13年4月16日13 独家セ第217号制定、令和7年3月24日6 独家セ第1409号最終改正）

第8 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第6条の疾患についての検査は、別記1衛生検査の実施方法により行うこと。

別記1 衛生検査の実施方法

衛生検査は、農林水産大臣とセンターの間で取り交わす種畜証明書の交付、書換交付及び再交付の手續に関する事務の委託契約書（以下「交付要領」という）で規定する種畜検査執務に関する要領第2の規定に基づき、特に臨床症状に留意し、受検する家畜の飼養者から病歴、繁殖成績等の状況を聴取するとともに、種付台帳、家畜人工授精簿等の書類の確認及び細密検査を行うものとする。

I 伝染性疾患の細密検査

伝染性疾患の細密検査は交付要領に定められた以下のものについて、病勢鑑定指針（平成27年3月13日26 消安第4686号）に基づき実施すること。

伝染性疾患	畜種	牛	馬	豚
ブルセラ病				○
牛カンピロバクター症		○		
トリコモナス病		○		
馬パラチフス			○	
オーエスキー病				○

Ⅱ 繁殖機能の障害に関する検査の方法

1 繁殖機能の障害の有無を検査するにあたり実施する細密検査は、精液検査により行うこととする。

2 精液検査の方法

(その他)

○必要書類

- 1 当該家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
- 2 法第9条第2項の規定による種付台帳（ある場合